

子 産 (三)

山 岡 利 一

子産の春秋左氏伝の構成における位置を考察することにする。春秋左氏伝の記載が天道遠く、人道邇し、という現実的態度を基本として書かれている春秋経は春秋時代の各国の国際関係上のことを記載したものであるとはいえ、その中には「春秋に災異あり」(漢書翼奉伝)といわれているように、特に他の経書とはちがって、災異に關する記事を多く含んでおる左伝においては災異ばかりではなく占筮・夢兆・予言など神祕的な解釈をいれうる記事が相当多く含まれている。合理性を認めようとしても一定の限界があるはずである。一方では、春秋の災異が天人相應の思想の形成をとっている。即ち天を有意志者とみなし、天意の顕現を人事乃至人間社会に發生する種々の天災や異変現象の上においてとらえ、(左伝だけでなく書経にも次のような例がある。古代中国の共通思想でもある。)

秋大熟未穫天大雷電以風禾尽偃大木斯拔邦人大恐(書経卷第七金

縢)

惟吉凶不僭在人惟天降災祥在德(書経卷第四有一徳成)

それらの災異を天意の反映としてみようとする天人相應説もある。其他種々の説話記事の中には相当予言的なものを含んでおる、例えば、

「冬星有りて大辰の西に字し漢に及ぶ。」(昔風が星の西にあらわれその星を引いて災禍に及ぶ)

申須曰く替旧を除き新を布く所以なり。(替は婦で帯を持つものである。替星は之に似て旧を除き新を布く所以)

天事恒の象あり、今大いに除ふ、火出では必ず布かん。諸侯其れ火災有らんか。梓慎曰く往年吾れ之を見たりき。是れ其の微なり。火出で見えたり。今茲火出でて章はる。必ず火入りて伏せん。其の火に居るや久し、それ然らざらんか。」(昭公十七年)

冬有星季于大辰西及漢申須曰替所以除旧布新也天事恒象今除於火

火出必布焉諸侯其有火災乎梓慎曰往年吾見之是其微也火出而見今

茲火出而章必火入而伏其居火也久矣其与不然乎(昭公十七年)

災異予占の好例となりうるものや、例えば、

「晋侯の入るや、秦の穆姬賈君を厲す。且つ曰く、尽く群公子を納れよと。」晋侯賈君に蒸し、又群公子を納れず。是を以て穆姬

之を怨む。晉侯賂を中大夫に許して、既にして皆之に背く。秦伯に賂ふに河外の列城五。東は號略(號は界である)を尽し、南は華山に及ぶと内は解梁城に及ぶまでとを以てす。既にして与へず。晉饑あるとき秦之に粟を輸す。秦饑うるるとき、晉之が糶を閉づ。故に秦伯晉を伐つ。卜徒父之を筮す。吉なり。河を涉らば、侯の車敗れんと。(秦の軍、河を涉りて過まは晉侯の平、城敗せん、即ち晉軍敗れ、晉侯は囚われん)之を詰る。對へて曰く、「乃ち大吉なり。三敗して、必ず晉君を獲ん。其の卦蠱に遇へり。三三曰く、千乘三去す。三去の余は其の雄狐を獲んと。夫れ狐は蠱なれば必ず其の君ならん。蠱の貞は風なり。其の悔は山なり。歲云に秋なり。我其の実を落して其の材を取る。克つ所以なり。実落ち材亡ぶ。敗れずして何をか待たんと。」三たび敗れて韓に及ぶ。(晉軍三度敗績し退いて、韓に至つたことをいう)

晉侯之入也秦穆姬厲賈君焉且曰「尽納群公子」晉侯蒸于賈君又不納群公子是以穆姬怨之晉侯許賂中大夫既而皆背之賂秦伯以河外列城五東盡號略南及華山內及解梁城既而不與晉饑秦輸之粟秦饑晉閉之糶故秦伯伐晉卜徒父筮之吉涉河侯車敗詰之對曰「乃大吉也三敗必獲晉君其卦遇蠱三三曰千乘三去三去之余獲其雄狐夫狐蠱必其君也蠱之貞風也其悔山也歲云秋矣我落其実而取其材所以克也実落材亡不敗何待」三敗及韓(僖公十五年)

神靈呪術の好例となりうるものも可成ある。

「壬寅、公孫段卒す。國人愈、懼る。其明月(明年明日)子産公孫洩と良止とを立てて以て之を撫す。乃ち止みたり。子大叔其の故を問ふ。子産曰く鬼婦する所有れば、乃ち厲をなます。(人の霊で衆りをなます)吾之が婦を為すなり。大叔曰く公孫洩は何ぞぞ。子産曰く説かんと、身の為には義無くして説かんとを圖れり。政に従ふは之に反して以て媚を取る所有るなり。(政事をするには正心に従ふこともあり、一時的方便である)媚ざれば信んぜず。便んぜざれば民従はざるなり、子産晉に適くに及び趙景子問ふ。曰く伯有猶は能く鬼を為さんか。子産曰く能くせん。人生始めて化するを魄と曰ふ。既に魄を生ず陽を魂と曰ふ。物を用ひて精多ければ魂魄強し、是を以て精爽有りて神明に至る。匹夫匹婦も強死せば其の魂魄猶ほ能く人に憑依して以て淫厲を為す。(昭公七年)

壬寅公孫段卒國人愈懼其明月子産立公孫洩及良止以撫之乃止于大叔問其故于産曰鬼有所歸乃不為厲吾之婦也大叔曰公孫洩何為子産曰説也為身無義而罔説從政有所反之以取媚也不媚不信不信民不從也及于産適晉趙景子問焉曰伯有猶能為鬼乎子産曰能人生始化曰魄既生魄陽曰魂用物精多則魂魄強是以有精爽至於神明匹夫匹婦強死其魂魄猶能憑依於人以為淫厲

は此の一例であるが、又他面予言的呪術的なものを否定しようとする

る記事も多い。僖公十六年「宋に隕石あり、五つ、六鵲退飛して宋都を過ぐ」という事象があった。それは何の予微かとたずねた宋の襄公の質問に対し、周の内史過は「今茲、魯に大喪あらん。明年斉に乱有らん、君將に諸侯を得て終えざらんとす。」と答えた。これはまさしく予言である。しかし、内史過は宋襄公の前を退出してから人に告げ、「君問いを失せり。是れ陰陽の事なり、吉凶の生ずる所にあらざるなり。吉凶は人に由る。吾れ敢て君に逆らわざる故なり」結局災異予言を否定している。又神事よりは人事を重んじ、呪術による神人交流を排除しようとする主張は左伝の主流をなすものであったと思われる。鄭の子産の如きはそうした主張をしている代表的な知識人である。

春隕石于宋五隕星也六鵲退飛過宋都風也周内史叔興聘于宋宋襄公問焉曰是何祥也吉凶焉在対曰今茲魯多大喪明年斉有乱君將得諸侯而不終退而告人曰君失問是陰陽之事也非吉凶所生也吉凶由人吾不敢逆君故(僖十六年)

昭公十九年、鄭の駟僂卒す。……其の父兄子瑕(駟乞)を立つ、子産其の人と爲りを憎み、(子(絲)をすてて叔父を立てしことを)不順となし、許さず……他日絲は男(晋大夫)に告ぐ、冬晋人幣を以て鄭にゆき駟乞の立ちし故を問はしむ。駟乞懼れ逃れんとす。子産遣らず、龜以て卜せんことを請ひしが予へず。

是歳也鄭駟僂卒……其父兄子瑕子産憎其爲人也且以爲不順冬晋人使以幣如鄭問駟乞之立故駟氏懼駟乞欲逃子産弗遣請龜以卜亦弗予(昭公十九年)

子産は明らかに卜筮を否定している。更に昭公十八年において次のような記録がある。

宋衛陳鄭に火あり梓慎大庭氏の車に登りて以て之を望み、……數日にして皆來りて火を告ぐ、裨竈曰く吾言を用ひず、鄭又將に火あらんとす(前年裨竈、禘筮をもって火を續はんとししが子産駟乞人れが)鄭人之を用ひんことを請ふ。子産可かず。子大叔は宝は以て民を保するなり。若しまた火あらば國幾んど亡びん、以て亡を救ふべし、子何ぞ愛める、子産曰く……甞焉ぞ天道を知らん是れ亦多言、豈に或は信あらざらんや、遂に与へず、亦復火あらず、鄭の未だ災あらざりしなり、里析于産に告げて曰く將に大祥有りて、民震動して國幾ど亡びんとす。吾身涙びん良に及ばざるなり。國遷らんことそれ可ならんや。子産曰く可と雖も吾以て遷を定むるに足らず

(子産天災の起るべからざるを知り、恐して免る所にあらず。遂に子産災異の言を信んぜず故に遷ざるなりとある)

宋衛陳鄭皆火梓慎登大庭氏之車以望之……數日皆來告火裨竈曰不用吾言鄭又將火鄭人請用之子産不可子大叔曰宝以保民也若有火國幾亡可以救亡子何愛焉子産曰……甞焉知天道是亦多言矣豈不或信遂不与亦不復火鄭之未災也里析告子産曰將有大祥民震動國幾亡吾

身泥焉弗良及也國遷其可乎子產曰雖可吾不足以定遠矣（昭公十八年）

以上の二例に拠れば、彼子産は天上の世界よりも地上の世界を、神のいとなみよりも人間のいとなみをより重んずべしとする理性派に属する人物である。かの荀子が

星墜ち木（社木）鳴れば、國人皆恐れて曰く是何ぞやと。曰く何も無きなり。是れ天地の変、陰陽の化、物の罕に至るものなり。

これを怪しむは可なれども、それを畏るるは非なり。（天論）星墜木鳴國人皆恐曰は何也曰無何也是天地之變陰陽之化物之罕至者也怪之可也而畏之非也（荀子天論）

というような世人が災異とする現象を単なる自然現象と解し、異変と人事との間に因果関係を深めようとする災異説を無意味なものである態度に通ずるものである。換言すれば子産は政治・軍事・外交等重要な国策を遂行する時は極力占筮・夢兆・予言など非科学的なものを排除した傾向があるが、然し他の人々は彼とは対照的な方法によらねばならぬ原因は古来からの伝統的国民性に存していたとみねばならぬ。それは人力を超越した人格化した天の存在を認めて到底それには克服できぬものとして諦めていた。漢民族が初め黄河・汾河の辺りに来た時屢、洪水の難に遭遇して凡ゆる苦難を嘗めたのである。終始安心して生業を営むことが不可能であった。

そこで漢民族は自然というものに関して一種の信仰を持たざるを得ない結果となった。これは神の怒りとか、天が我を戒むるものであると思惟した。彼等は未開人の常として天地間の現象に対し、名山・大山・風雨・雷電なども凡て之を神として信仰し、就中天を最高の神として信じた。天の信仰は政治道德宗教等の根本思想になっている。天は物理的な天とみる一方、高い青空の上に神が存在するとし、皇天とも上帝とも又統けて皇天上帝とも言った。これを体用に分けていうと天とは体のことで、帝という時は用というのである。換言すれば天その物をば天といい、万物を主宰するときは帝と称した。皇天上帝が天の上に在りて總支配者となり、万物の根源で宇宙万物の造物者であると考えていた。その天の命を極度に畏怖して絶対的に服従した。天命こそ人間への重圧となり、人知を超越したものと考えた。その考え方に仏教思想が加わり、東洋独自の宿命観が生れた。

さて人力で克服し難いものを天命とし、その概念の範疇から「時」とか「天」「時運」「天運」とか呼称を変えてよんでいたようである。次の例より考察すると、何れも人力が如何に貧弱にして効力であるかを物語り、「天」に対して牢固として抜くべからざる障礙と考えていたようである。

自分の意志どおりにならぬことを「天」とか「時」とかに結びつけ

て考え、それによって自慰し、あきらめようとすることは漢時代には著しかった。もっとも自分の不遇を天と関係すける考え方は詩経の詩に見えている。

已んぬるかな

已焉哉

天実これを為す

天実為之

これをいかにせん

謂之何哉

(邶風、北門)

従来の説によれば、この北門の詩は、志を得ざる忠臣の悩を詠じたものである。右の三句はその詩の各章の結びをなすものであって、悩みの挙句、自分の不遇は天のせいだから処置なきことを表わしたのであった。

又論語の述而篇に、子曰く、天徳を予に生ぜり。桓魋それ予を如何せん。

この「天」こそ、正しくこの間の消息を物語っている。孔子の思想には外に之と類する例が多い。次に屈原は天道の公正を信じていたが

離騷の一句に、

会に歎歎し余れ鬱邑たり

会歎歎鬱邑兮

朕が時の当らざるを哀しみて

哀朕時之不当

この時はよき時世をさし、それに会わざるを悲しむ。実は不遇を時

という超人的なものに転嫁した考である。宋玉も亦この時という超人的なものを考えていたことは九弁其三に

悼むらくは、余が生の時ならずして

此の世の徃擯たるに逢えるを

悼余生之不時兮

逢此世之徃擯

とある。ところが秦末になると時とか天とかいう語を用いてそれに對しては人力の微力を慨嘆して如何ともすべからざる心境をぶちまけている。

彼の項羽の詩に

力山を抜き氣世を蓋う

時 利あらず離逝かず

離の逝かざるは奈何すべけん

虞や虞や若を奈何せん

力抜山兮氣蓋世

時不利兮離不逝

離不逝兮可奈何

虞兮虞兮奈何 (史記項羽本紀)

「時利あらず」とは時運が自分に与せざるを歎き、敗戦の責を時に転嫁した。それは超現世的な理法を意味している。更に項羽本紀

に、

吾れ兵を起してより今に至るまで八歳。身ら七十余戦せり。当る所の者は破られ、撃つ所の者は服し、未だ嘗つて敗北せず、遂に朝として天下を有てり。然るに今卒に此に困しむ。此れ天の我を亡ぼすにて、戦の罪にはあらざるなり。今日固より死を決せり。願はくは、諸君の為に決戦して、必ず三たびこれに勝ち、諸君の為に陣を潰り將を斬り旗を刈りて、諸君をして天の我を亡ぼすにて、戦の罪にはあらざることを知らしめん。

吾起兵至今八歳矣身七十余戰所當者破所擊者服未嘗敗北遂霸有天下然今卒困於此此天之亡我非戰之罪也今日固決死願為諸君決戰必三勝之為諸君潰陣斬將刈旗令諸君知天亡我非戰之罪也

(史記項羽本紀)

垓下の包圍から脱出して自分の部下に言った言葉である。敗戦の貴を天に帰せしめた。更に追撃軍の包圍を突破して烏江に辿り着いた。

是に於いて項主乃ち東のかた烏江を渡らんと欲す。烏江の亭長船を横して待つ。項王に謂ひて曰く、江東小なりと雖も地方千里衆數十万人亦王たるに足る。願くは大王急ぎ渡れ。今独り臣のみ船有り。漢軍至るも以て渡ること無けん。項王笑ひて曰く、天の我を亡ぼす。我何んぞ渡ることを為さん。且つ籍江東の子弟八千人

と江を渡って西せしに、今一人の還るものなし。従ひ江東の父兄憐んで我を王とすとも、我何の面目ありて之に見えん。縦ひ彼言はずとも、籍独り心に愧ぢざらんや。

於是項王乃欲東渡烏江烏江亭長橫船待謂項王曰江東雖小地方千里衆數十万人亦足王也願大王急渡今独臣有船漢軍至無以渡項王笑曰天之亡我我何渡為且籍与江東子弟八千人渡江而西今無一人還縱江東父兄憐而王我我何面目見之縱彼不言籍独不愧於心乎

(史記項羽本紀)

ここでも敗北の責任を超人的な天に帰せしめている。時や天命には到底抗し得ずとして、人間能力の限界を自覚しているものと「言うべきである。

更に晋の陶淵明の「責子」の詩に

白髮兩鬢を被ひ

白髮被兩鬢

肌膚復実たず

肌膚不復実

五男児ありと雖も

雖有五男児

総べて紙筆を好まず

総不好紙筆

阿舒已に二八

阿舒已二八

懶惰故より匹なし

懶惰故無匹

阿宣行くゆく志学

阿宣行志学

而も文術を愛せず

而不愛文術

雍端年十三

雍端年十三

六と七とを識らず

不識六与七

通子九齡に垂んとす

通子垂九齡

ただ梨と栗とを覓む

但覓梨与栗

天運苟に此くの如し

天運苟如此

且らく杯中の物を進めん

且遊杯中物

五人の男児がそろいも揃って皆不肖の子であるを歎き、それを潤明は天運と言っているのも項羽と同一の世界観であることがわかる。

そこで行動の前に占筮、夢兆、予言によったのであろう。随分木論からそれて漢民族の世界観をみたが、論を本筋にもどそう。

鄭国は小国でありながら、大國に介在し、複雑な国際外交を生きぬき得たのも彼子産に負うところ大と言わねばならぬ。

子産の政に従ひしや、能を挾びて之を使へり。馮簡子は能く大事を断じ、子大叔は美秀にして文あり。公孫揮(子起)は能く四國の為を知り、其の大夫の族姓・班位・貴賤能否を并じ、而して又善く辞令を為す。裨(助)蒞は能く謀るも、野に謀れば則ち獲、邑に謀れば則ち否らず。鄭國將に諸侯の事有らんとすれば、子産乃ち四國の為を子羽に問ひ、且つ多く辞令を為らしむ。裨謀と乗りて以て野に適き、可否を謀らしめ、而して、馮簡子に告げて之を断ぜしむ。事成れば乃ち子大叔に授けて之を行はしめ、以て賓客に應對

せり。是を以て敗事あること鮮し。

(襄公三十一年)

子産の從政也。挾能而使之。馮簡子能断大事。子大叔美秀而文。公孫揮能知四國之為而弁於其大夫之族姓班位貴賤能否。而又善於辭令。裨蒞能謀於野。則獲謀於邑。則否。鄭國將有諸侯之事。子産乃問四國之為。於子羽。且使多為辭令。与裨蒞乘以適野。使謀可否。而告馮簡子。使断之。事成乃授子大叔。使行之。以應對賓客。是以鮮有敗事。(襄公三十一年)

とある所から推察すると子産は又外交辞令に巧であったように思われる。事実左伝一書にも彼が外交場裡に揮った雄弁により國威を発揚したことも数多く認められる。

甲戌、平丘に同盟す。諸侯に令して日中(正午)に除(奠安の)に造(至)らしむと。癸酉朝より退き、子産外僕に命じて速に除に張(張(張(張)を)らしむ。子大叔之を止め明日を待たしむ。夕に及びて子産其の未だ張ざるを聞き速に往かしむ。乃ち張る所なし、盟に及びて子産承(貢賦の)を争う。曰く、昔天子貢を班(分)つに輕重列を以てす。列尊ければ貢重きは周の制なり。卑くして貢重き者は甸服(畿内公卿大)なり。鄭伯は男なり公侯の貢に従はしむ。懼らくは給せざるなり。敢て以て請を為す。諸侯兵を靖(す)め好以て事と為し、行理(行吏或は行李)の命、月として至らざるなし。(從國の命令毎月必ず至る)貢の芸(法制)無き、小國闕くるあり、罪を得る所以なり。諸侯盟を脩むるは小國を存するなり。貢賦極無き、亡び

んこと待つべきなり。存亡の制、將に今に在らんと。日中より以て争ひ出すに至る。晉人之を許す既に盟う。子大叔之を咎む。曰く、諸侯若し討せば其潰るべけんや。子産曰く、晉政門多し。

(政一室より) 武備するも暇あらず。何ぞ討するに暇あらず。國競はずんば亦陵がる。何の國をか之れ為さん。公盟に与らず。晉人率

孫意如を執へ、幕を以て之を蒙し(幕む)、狄人をして之を守らしむ。司鐸射(魯の大夫) 錦を懷にして盃飲と水(飲物と水) とを奉じて以て蒲

伏す。守者之を御く。乃ち之に錦を与へて入る。晉人平子を以て帰る。子服湫従う。子産婦りて未だ至らず、子皮卒すと聞き、哭

し且つ曰く、吾日みぬ。為に善を為すなし。唯夫子我を知れり。仲尼子産を謂う。是の行において以て國基を為すに足れり。詩に

曰く、樂き君子は邦家の基と。子産は君子の樂を求むるものなり。
(昭公十三年)

甲戌同盟于平丘齊服也令諸侯日中造于除癸西退朝子産命外僕速張於除子大叔止之使待明日及夕子産聞其未張也使速往乃無所張矣及

盟子産爭承曰昔者天子班賞輕重以列列尊賞重周之制也卑而賞重者何服也鄭伯男也而使從公侯之賞懼弗給也敢以為請諸侯靖兵好以為

事行理之命無月不至賁之無芸小國有闕所以得罪也諸侯脩盟存小國也貢獻無極亡可待也存亡之制將在今矣自日中以争至于昏晉人許之既盟子大叔咎之曰諸侯若討其可濟乎子産曰晉政多門武備之不暇何

暇討國不競亦陵何國之為公不与盟晉人執季孫意如以幕蒙之使狄人守之司鐸射懷錦奉盃飲水以蒲伏焉守者御之乃与之錦而入晉人以平子婦子服湫従子産婦未至聞子皮卒哭且曰吾已唯夫子知我仲尼謂子産於是行也足以為國基矣詩曰樂只君子邦家之基子産君子之求樂者也

更にもう一例を挙げると、

三月晉の韓起鄭に聘す。鄭伯之を享す。子産戒めて曰く、苟も朝に位有らば共格せざることあるなけん。(過失なきやうにする。) 孔張

後れて至り、客間に立つ。(客間は賓客の輔介の間。立位の間。賓客を懸けたる。) 客從ひて之を笑ふ。

に適く又之を饗ぐ泉間に適く。(賓客の相伴する。) 事畢りて富子諫む。曰く、それ大國の人は慎まざるべからず、幾ど之へ介に笑はれて我を陵(陵侮) がざらん。我恃礼

有るもそれ猶ほ我を鄙しむ。國にして礼無くんば何を以て榮を求めん。孔張位を失ひしは、吾子の恥なり。子産怒りて曰く、命を

発するの衷(衷) さらざる、令を出だすの信(信) ならざる、刑の頗類(偏類) なる獄の放粉(放粉) なる、公朝の敬せざる、(鄭の卿大夫にして大

也。) 使命の聴かれざる、陵を大國に取り、民を罷らして功無く罪及びて知らざるは僞(子産) の恥なり。孔張は君の昆孫子孔の

後なり、執政の嗣なり、嗣大夫となり、命を承けて以て使して諸侯に周し、(周) 國人の尊ぶ所、諸侯の知る所、朝に立ちて家に祀る、

國に祿あり、軍に賦あり、(一) 卿大夫の供は兵車一百乘を出す 喪祭祿有り、

(喪祭の節はまる) 服を受け服を帰る。(君の祭祀には供えた肉を賜わり自分所の部分がある) 服を受け服を帰る。(君の祭祀には供えた肉を君に返上げる)

其祭に廟に在れば己著位に有り、位に在る數世、世々其業を守り

て其所を忘る。僞焉ぞ之を取づるを得ん。辟邪の人にして皆執政

に及ばば、是れ先王刑罰無きなり。子寧ろ他を以て我を規せよ、

宣子環有り、其一鄭商に在り、宣子諸を鄭伯に謁う、子産与へず

して曰く、官府の守器にあらざるなり。寡君知らず、子大叔子羽

子産に謂ひて曰く、韓子亦幾ど求むるなし、晉國も亦未だ以て武

すべからず、晉國と韓子とは倫すべからず。若したまたま讒人其

の間に交闘するありて鬼神にして之を助けて以て其凶怒を興さば

之を悔ゆとも何ぞ及ばん。(万一たまたま讒悪の人がありて惡言の間に立つて其の惡きを起せば) 吾子何ぞ一環を愛みそれ以て憎を大國に取ら

ん。盡ぞ求めて之を与へざる。子産曰く吾晉を偷して二心有らん

とするにあらず、將に終に之に事へんとす。是を以て与へず忠信

の故なり、(韓子の爲に忠信) 僞聞く國を為むるは大に事へ小を字しむ

能はざるを難しとするにあらず、礼以て其の位を定むる無きを之

れ患ふ。(大小の國各々其國を立てるためである) 僞聞く君子は賄無きを難しとする

にあらず、立ちて命名なきを之れ患ふ。僞聞く國を為むるは大に

事へ小を字しむ能はざるを難しとするにあらず、礼以て其の位を

定むるなきを之れ患う。夫れ大國の人小國に令して皆其求を獲は

何を以て之に給せんとす。一は共し一は否らざれば、罪たる滋、

大、大國の求は礼以て之を斥くるなくんば何の鑿くことか之れ有

らん。吾且に鄭邑たらんとして、則ち位を失はむ。(もし何時も大國めたならば我が室は辺鄙の邑とならん) 若し韓子命を奉じて以て使して玉

を求めば貪淫甚し、独り罪にあらずや。一玉を出して以て二罪を

起さば吾又位を失ひ、韓子貪をなさん。將た焉ぞ之を用ひん、且

つ吾玉を以て罪を賈す亦鋭ならざるか。(彼は細小)

(昭公十六年)

三月晉韓起聘于鄭鄭伯享之子産戒曰苟有位於朝無有不共恪孔張後

至立於客間執政禦之適客後又禦之適臬間客從而笑之事畢富子諫曰

夫大國之人、不可不慎也幾為之笑而不陵我我皆有礼夫猶鄙我因而

無礼何以求榮孔張失位吾子之恥也子産怒曰致命之不衷出令之不信

刑之類類獄之紛紛公朝之不敬使命之不聽取陵於大國罷民而無功罪

及而弗知僞之恥也孔張君之昆孫子孔之後也執政之闕也為闕大夫承

命以使周於諸侯國人所尊諸侯所知立於朝而祀於家有祿於國有賦於

軍喪祭有職其祭在廟已有著位在位數世世守其業而忘其所僞焉得恥

之辟邪之人而皆及執政是先王無刑罰也子寧以他規我宣子有環其一

在鄭商宣子謁諸鄭伯子産弗与曰非官府之守器也寡君不知子大叔子

羽謂子産曰韓子亦無幾求晉國亦未可以武晉國韓子不可偷也若風有

讒人交闘其間鬼神而助之以與其凶怒悔之向及吾子何愛於一環其以

取憎於大國也蓋求而与之子產曰吾非偷晉而有二心終終事之是以弗
与忠信故也僑聞君子非無賄之疑立而令名之患僑聞為國非不能事大
字小之難無礼以定其位之患夫大國之人令於小國而皆獲其求將何以
給之一共一否為罪滋大大國之求無礼以斥之何鑿之有吾且為鄙邑則
失位矣若韓子奉命以使其而求玉焉貪淫甚矣獨非罪乎出一玉以起二罪
吾又失位韓子成貪將焉用之且吾以玉賈罪不亦銳乎

而して彼は晋に雄弁家であつたばかりでなく、次に該博な知識を有
していらしい。晉侯が彼を評して「博物の君子なり」と言つてい
る。

僑之を聞く。君子四時有り。朝以て政を聴き、昼以て訪問し、夕
以て令を修め夜以て身を安んず、是においてか其氣を節宣して墜
閉秋底する所有りて以て其の体を歸し、茲心爽ならずして百度を
昏乱せしむるなし。(目を四つに分けて仕事をなす故其の氣を程よく通じ散じ
たりつかえて一所に固まり身体を硬らし精神の状況ならざ
れして百事を亂)今乃ち之を巻にして疾を生ずることなからむか。僑又
之を聞く内官は同姓に及ばず(宮中で使う嬪御は同姓をとらない)其生殖せず。美先尽
くさば則ち疾を相生ず。(同姓を親愛甚だしいので)君子是を以て之を惡
む。故に志に曰く、妾を買ふに其姓を知らざれば、則ち之をト
す。此の二者に違ふは古の慎む所なり。男女姓を弁つは礼の大功
なり。(男女姓を別る同姓を嫁らざるは大功な礼である)今君内に実には四姫有り、それ乃ち是な
るなからんか。若し是の二者に由らば為るのみ。四姫

省く有らば猶ほ可なり、無くば則ち必ず疾を生ぜん。……晉侯子
産の言を聞いて、曰く、博物の君子なり。
(昭公元年)

僑聞之君子有四時朝以聴政夕以脩令夜以安身於是乎節宣其勿使
有所墜閉秋底以露其体茲心不爽而昏乱百度今無乃志之則生疾矣僑
又聞之内官不及同姓其生不殖美先尽矣則相生疾君子是以惡之故志
曰買妾不知其姓則卜之違此二者古之所慎也男女姓氏礼之大功也今
君内実有四姫焉其無乃是也乎若由是二者弗可為也已四姫有省猶可
無則必生疾矣……晉侯聞子産之言曰博物君子也。

又彼は博識と雄弁とで外交場裡に活躍したのみならず、又常に礼を
守つた有徳者たる面目が躍如としている。

子駟氏子産を攻めんと欲す。子皮之を怒つて曰く、礼は国の幹な
り、有礼(子産)を殺さば禍これより大なるはなし。乃ち止む。

(襄公三十年)

子駟氏欲攻子産子皮怒之曰礼国之幹也殺有礼禍莫大焉乃止

(襄公三十年)

とか。

子産鄭伯を相けて晉侯邢丘に会す。公晉に如く、郊勞より贈賄に
至るまで礼を失ふなし
(昭公五年)

子産相鄭伯公晉侯于邢丘公如晉自郊勞至于贈賄無失礼
公孫揮曰く子産それまさに政を知せんとす。譲りて礼を失はず

(襄公二十六年)

公孫揮曰子產其將知政矣讓不失礼

當時の人も彼に礼の重要性を説いている。自ら儒教的教養を体得し、自己形成につとめた。

晏子……子産に訓ひて曰く、鄭の執政移る。難、將に至るとする。政必ず子に及ばん。子、政を為さば之を慎むに礼を以てせよ。然らずんば、鄭國揮に敗れんとす。(襄公二十九年)

晏子……謂子産曰鄭之執政侈難將至矣政必及子子為政慎之以礼不然鄭國將敗

(つづく)

注

(1) 巧言・令色・足恭するは左丘明これを恥づ。丘も亦これを恥づ。怨を匿してその人を友とするは、左明丘これを恥づ。丘も亦これを恥づ(公治長)とあるに依れば、彼は聖賢の類に属する人物で、孔子が相当尊敬していた人であったと思われる。一般には春秋左氏伝の作者だと考えられて来た。故に論語の伝孔安国注は、彼を魯の大史だと言ひ、皇侃義疏は、春秋を仲尼に受くる者なりと言っている。併し乍ら、彼に關しては今殆ど知るべきもの無く、且つ、彼を春秋左氏伝の作者とする事に

も、古来相当の異議が存していた。彼と春秋左氏伝との關係は次の様である。

(イ) 左丘明が左氏伝の作者だと明言している最初の文献は史記の十二諸侯年表序である。「魯の君子左丘明、……左氏春秋を成す」未だ左氏伝の作者なる左丘明が論語の左丘明であるとは言っていない。此の両者が同一人であるとしたのは前漢末の劉歆である。(漢書楚元王伝)

(ロ) 唐の啖祖は、論語の左丘明は孔子以前の賢人であり、従つて左氏伝の作者は論語の左丘明は孔子以前の賢人であり従つて左氏伝の作者は論語の左丘明ではないと言ひ出した。(唐の陸淳の春秋集伝纂例・宋の鄭樵の六經奥論)

・吳英(論語会箋引)は論語の左丘明は孔子の先輩であり、左氏伝の作者の左丘明とは別人であると。

(2) 子産曰天道遠人道邇非所及也何以知之(昭公十八年)

(3) 左伝の中に挿入されている易の占は十七例で不変卦三・一又変

・一〇 三又変・一 五又変三

(4) 秦伯は遂に晋を伐つた。この出兵に際して卜官の徒父が、その勝敗を筮すると、山風蠱の不変を得た。そこで「吉である」と断じ、「黄河を涉つて進んだならば、侯の軍は敗れるであろう」と言い添えた。「侯の車」というのは、侯の坐乗の車を指し

ており、総帥の坐乗の車が敗れるとあれば、全軍の壊滅を指している。ここで徒父が侯といったのは、爵位を正しく區別して、侯爵である晋の恵公を指したつもりであったが、然し、伯爵であろうと子服であろうと、臣下が国君を称ぶ場合には侯と敬称するのが通例なるで「侯の車」と言うのは、筮を命じた当の穆公自身を指したものと取り違えて「その車が敗れて、それでどうして吉なのか」と、これを詰問したわけであるが、それに応えて徒父は、次のように占考の説明をした。「もよとり大吉である。彼は三たび敗れ、我は晋の国君を捕えることになる。得卦は蠱であるが、その繇辭に「千乘三去す。三去の余は、その雄狐を獲ん」とあるが、狐は蠱であり、誓を破って人をたぶらかしてばかりいる晋の国君が丁度それに当っている。又得卦の象について言えば、内卦は風であり、外卦は山であつて、而かも今は秋である。この季節を照応するとき、内卦の我は風をもつて、外卦の彼に当る山の木の実を落し、その樹木をも工作（異の象）の材として取り用いる。実が落ち材を失つて、その山に何を待むものがあるうか。彼の敗れることに歴然としてゐる。」徒父は此のように断じたが、晋は三たび戦つて三たび敗れ、遂に僖公十五年の冬十一月壬戌、晋君恵公は韓原において秦の捕虜となつた。

(5) 石頭駒退は陰陽の爲すところでそのために吉凶を生ずるものではない。吉凶のおこるのは人事の善悪に因て生ずるので陰陽のなすところではない。

(6) 大祥は大災である。人民畏れ動いて国家殆ど亡びんとする。然し自分は其の前に死亡してこの状態を見るに至らない。

(7) 都を遷すことは悪くはないが、私の知識にては遷都を決定することはできない。子産は災異の言を信せず、そこで遷都の説に賛成できないのである。

(8) 一例を挙げると書経周書君奭に「不敢寧上帝命」「松于皇天」、左伝僖公十五年「上天降災」がある。その他枚挙に遑がない

(9) 子曰天生德於予桓魋其如予何（論語・述而）

卽 鄭の人、行人（官名）子羽（字）ともいって載せられている。

公孫というから、彼は公族であろうと思われるが、その系図は分らず、左伝に依ると、子産や世叔よりも一段低い地位にいたようである。そして行人の官は周礼秋官の大行人・小行人から推すに、宗廟会同の礼儀・時聘会同の事を掌るものである。故に後漢の馬融（論語集解）は「使を掌る官」と注している。左伝（襄公）元にも、彼が諸國の大夫の接待役をやつた事が見えてゐる。又彼の名は左伝には襄公廿四年（襄公の僖公十七年子産が）から昭公十六年（鄭の定公四年子産）までの間に散見している。